

監査基準の改訂案に対するコメント

1団体、6個人

No	コメントの概要
1	<p>検討内容に対して異存はないが、本来ならば、企業会計基準委員会で議論すべき内容ではないか。</p>
2	<p>現行制度についての説明で、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの記述がありますが、現行の監査基準の前文では、単に事象や状況が存在するだけで直ちに注記するとは言っておらず、重要な不確実性が残る場合に注記すると言っています。</p> <p>同様に日本公認会計士協会の監査委員会報告第74号でも、重要な不確実性が残ることにより重要な疑義が存在する場合に注記が必要となると言っており、やはり今回の公開草案における現行基準についての記述とは異なります。</p> <p>このあたりをもう少し正確に記述する方がよいと思われれます。</p>
3	<p>現行「監査基準の改訂について」(平成14年1月25日)の「6(2)」において、経営者が評価する「合理的な期間」について、(少なくとも決算日から1年間)となっているが、決算期の変更があった場合は、1年未満あるいは1年超の事業年度となる場合があり、評価期間としての「1年間」が実務に合わないことがある。また、日本公認会計士協会監査基準委員会報告22号12項においては、監査人の監査判断に際しては、翌事業年度末までではなく、その監査期間中(具体的には監査報告書日)までの状況で判断することになっている。ここでは、経営者の評価期間と監査人の評価期間に齟齬が生じる結果となっている。監査判断としては、監査報告書日までの期間は、無関心ではいられないという実務的な問題があることから、監査基準委員会報告22号の取扱いが現実的と思われる。</p> <p>そこで、経営者の評価する合理的な期間の()内の文章を以下のように改訂することを検討願いたい。</p> <p>(少なくとも決算日から翌事業年度の財務諸表作成時までの期間)</p>
4	<p>前文の(二、2)第2パラグラフの2番目の文章「この規定については、疑義を解消できる確実性の高い経営計画等が示されない場合には、監査人は意見を表明できないとの実務が行われているとの指摘がある。」は、現行の基準に従った当然の実務の状態を述べており、あえてこの文章を入れた趣旨が読み取れない。</p> <p>すなわち、実務で行われているものを否認したいのか、あるいは是認したいのか、この文章が、これに続く文章とどのように関連するのかが分からない。</p> <p>「意見の表明の適否を判断する」という表現が何箇所か出てくるが、一般の読者には理解しにくい表現であるため、「意見不表明の適否」とした方が理解しやすいのではないか。</p> <p>国際監査基準では“the auditor may consider it appropriate to express a disclaimer of opinion”(ISA570, para.33)となっており、「意見不表明の適否」とした方が、整合すると思われる。</p>
4	<p>(参考資料流れ図)経営者の対応策に重要な不確実性があり、継続企業の前提で財務諸表を作成することの妥当性につき経営者の判断は理解でき、また注記の記載も適切と判断できる場合でも、対応策の実現可能性に重要な不確実性があり、それが財務諸表に重要な影響を及ぼす場合には、「意見不表明」とするのが妥当と思われるため、このようなケースについても監査基準に記載すべき。</p> <p>(例)第三セクターで、債務不履行になり、債務返済のリスケジュールリングを図っている状態で、債権者は法的手続には出てこないため会社は存在しているが、リスケジュールリングが合意されるかどうかは不確実であるような場合。</p> <p>国際監査基準でも、「適切なディスクロージャーがなされている場合で、財務諸表に対する影響が大きい、多面的かつ重要な不確実性のある状況では、監査人は追記情報を記載するのではなく、意見不表明とする適否を検討することもありうる」と記載されている。(ISA570, para.33)</p>
	<p>公開草案を基本的に支持。</p> <p>財務諸表等規則等の一部改正府令案と合わせて、IFRSにおける開示との整合性を高め、監査実務の国際的な調和を図る方向性は評価。</p>

監査基準の改訂案に対するコメント

1団体、6個人

No	コメントの概要
5	<p>従来は「継続企業の前提に関する注記」がされたケースの一部が、「経営者の評価、当該事象又は状況に関する経営者の対応策について検討し、重要な不確実性の有無を確認」した結果、「重要な不確実性なし」と判断すれば「無限定適正意見」を表明できる点に懸念。</p> <p>従来は「継続企業の前提に関する注記」とされなかった場合であっても、今後は「事業等のリスク」の開示において記載が必要となり、企業を取り巻くリスクのディスクロージャーの充実に資するものと判断されるが、平成21年3月決算に係る財務諸表からの実施には準備期間が極めて短いため、作成者、監査人双方の準備不足から自主開示が不十分になる可能性に危惧。</p> <p>制度改訂の趣旨が十分に尊重され、投資家へのディスクロージャーの後退に繋がらないように、作成者及び監査人には、詳細な自主開示に最大限の努力をお願いしたい。 また、当局も、「公開草案」の主旨を周知徹底し、詳細な自主開示がされるように、指導・支援に努めていただきたい。</p>
6	<p>監査基準と財務諸表等規則との間の不整合は財務諸表等規則に原因があり、財務諸表等規則を改正すれば解決する問題である。</p> <p>「経営計画等」に代えて、国際監査基準の「management's plan」に相当する「経営者の対応策」を用いることによって、監査基準を国際監査基準に近づけ、開示及び監査の実務を改善できると考えられるが、監査人が何を判断すべきかを明示するため、「合理的な」を削除する代わりに、「実現可能性(feasibility)」を加えるべき。</p> <p>ISA570はクラリティ・プロジェクトに基づいて改正されたが、監査人の責任及び実施すべき監査手続には基本的に変更はなく、監査基準の基本構造には変更を加える必要はないはず。改訂案は、継続企業の前提に関する開示の要求を過度に緩和するものであり、国際監査基準との整合性を図るというより、むしろ乖離することとなり、実務を混乱させる可能性が高いと危惧。</p> <p>「抱かせる」を「生じさせるような」への変更、「不確実性」を用いることは、いずれも国際監査基準に近づけるための措置であり、妥当であるが、「継続企業の前提に関する重要な疑義」と「継続企業の前提に関する重要な不確実性」とが別々の概念として捉えられる構造となっており、両者の定義の違いの説明が必要。 significantに相当する「重大な」と、materialに相当する「重要な」とを使い分け、「継続企業の前提に重大な疑義を生じさせるような重要な不確実性」という表現を用いるべき。</p> <p>前文、監査基準改訂案の修正案。</p>
7	<p>報告企業や監査人の重要な不確実性の判断が常に正しいとは限らず、マクロ経済や市場環境等に対する考え方の相違等により異なる判断をすることが考えられるため、「継続企業の前提」が問題となりうるような一定の事象が発生した場合、それを投資者に開示することが必要。</p> <p>注記が行われない場合は、「事業等のリスク」等において開示されることが適切であるとしているが、「事業等のリスク」等は監査対象外であり、「事業等のリスク」等で適切に記載されていなかったとしても、それをチェックし記載を求める外部者が存在しない。</p> <p>監査人が重要な不確実性が無いとして無限定適正意見を出す場合は、当該事実が「事業等のリスク」等で適切に開示されていることも確認した上で、無限定適正意見を出すべきである旨を明記していただきたい。</p> <p>あるいは、報告企業が「事業等のリスク」等で適切な記述を行わない場合は、監査人による監督当局への報告を義務付けていただきたい。</p> <p>投資者からは、当該事実を注記・記載すべきか否かについて、監査人が実質的な判断を下したようにも見え、仮に企業が破綻した際には、当該事実が記載されていなかったことについて、監査人が投資者からより厳しく責任を追究される可能性もあるのではないか。</p> <p>「継続企業の前提」のような重要な項目については、時間をかけ、検討状況をホームページ等で知らしめながら議論すべき。 平成21年3月期をにらんで不況企業対策のため実施したととられかねない。</p>